

光においでよ！住まいる補助金事業

●市外に在住し、光市で家などを取得(新築)してから移住する人

●市外から移住し、光市で家などを取得(新築)した人に補助金として **30万円** を交付します。

家などの取得場所が「光市立地適正化計画」の居住促進区域の場合、報償品をプレゼント！

さらに、以下の条件に該当すれば

補助金の額は **最大110万円** となります。

- 1 市内業者による建築の場合は **20万円加算**
- 2 子育て世帯を対象に、同世帯の中学3年生までの子につき**段階的に加算(上限60万円)**



居住促進区域
についてはコチラ

補助制度の対象となる方

1. 市内で家屋を取得(新築)し、登記記録に「所有者」または「共有者」と記録されている人
※建売家屋や分譲マンションも対象です。
2. 「所有者」または「共有者」となった日に、本人または配偶者が50歳以下の人
※世帯にお子様(「所有者」または「共有者」となった日の属する年度の3月31日において15歳以下)がいいらっしゃる場合は年齢は問いません。
3. 「所有者」または「共有者」となった日から1年以内であり、市外から移住して3年以内に申請できる人
4. 「所有者」または「共有者」として、3年以上継続して定住する意思がある人

世帯全員が

5. 過去にこの補助金を受けていないこと
6. この補助金を受ける家屋の他には、住むための家屋を持っていないこと
7. 市税を滞納していないこと
8. 暴力団員でないこと

お問合せ

光市 経済部 観光・シティプロモーション推進課
電話:0833-72-1532
E-mail: kankou@city.hikari.lg.jp



光市 市有地活用型定住支援事業

光市に新たに移住する人、または移住して1年以内の人が
市が指定する市有地を購入し、住宅を建築・定住した場合に
支援金として **指定地1件につき50万円** を交付します。

対象の市有地
はコチラ

さらに、以下の条件に該当すれば

支援金の額は **最大100万円** となります。

- 1 市内業者による建築の場合は **20万円加算**
- 2 子育て世帯を対象に、同世帯の中学3年生までの
子1人につき **10万円加算(上限30万円)**



支援制度の対象となる方

1. 市が指定する市有地(指定地)を購入し、名義人となった方
2. 指定地の売買契約を締結した日において、次のいずれかに該当する方
 - (1) 光市外に住所を有する方。ただし、売買契約を締結した日から起算して過去3年間に光市に住所を有したことがある方を除きます。
 - (2) 光市に転入した日から起算して1年を経過していない方。ただし、光市に転入した日から起算して過去3年間に光市に住所を有したことがある方を除きます。
3. 指定地に自らが居住するための住宅を建築し、名義人となった方(指定地の売買契約を締結した日から起算して、3年を経過する日までに住宅を建築してください。)
4. 指定地に住所を定めた日から起算して1年を経過した方
5. 市税を滞納していない方

フラット35地域連携型と連携

独立行政法人住宅金融支援機構の
「フラット35住宅ローン」を利用する
場合、借入れから5年間の金利が
0.25%優遇されます。



【フラット35】の
借り入れ金利から
年▲0.25%

※利用にあたっては、フラット35取扱金融機関への申請が必要です。

お問合せ

光市 経済部 観光・シティプロモーション推進課
電話: 0833-72-1532
E-mail: kankou@city.hikari.lg.jp

